様式第9号(第23条関係)

廃棄物処理手数料減免申請書

申請者　住所
　　氏名
　　電話
搬入業者　住所
　　氏名
　　電話

廃棄物の種類及び内訳	(1)　焼却ごみ　(2)　埋立てごみ ※内　訳(詳しく記入してください。)
持ち込み期間	年　月　日～　年　月　日
持ち込み先	(1)　東部環境工場　(2)　西部環境工場 (3)　扇田環境センター　(4)　その他の処理施設(　　)
車両の登録番号	
減免申請の理由	(1)　火災　(2)　風水害　(3)　地震　(4)　市施設 (5)　その他(　　)
減免の額	全額
※添付書類	被災者ごみについては、り災証明書、写真等り災を証明できるものを添付してください。

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により上記のとおり申請します。

年　月　日

熊本市長　(宛)

廃棄物処理手数料減免承認伺

上記申請のとおり承認してよろしいか、なお、決裁のうえ承認書を交付してよろしいか。

課長	課長補佐	主査	係員

受付年月日	年　月　日	受付番号	No.

様式第10号(第23条関係)

廃棄物処理手数料減免承認書

申請者　住所
　　氏名
　　電話
搬入業者　住所
　　氏名
　　電話

廃棄物の種類及び内訳	(1)　焼却ごみ　(2)　埋立てごみ ※内　訳(詳しく記入してください。)
持ち込み期間	年　月　日～　年　月　日
持ち込み先	(1)　東部環境工場　(2)　西部環境工場 (3)　扇田環境センター　(4)　その他の処理施設(　　)
車両の登録番号	
減免申請の理由	(1)　火災　(2)　風水害　(3)　地震　(4)　市施設 (5)　その他(　　)
減免の額	全額

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により上記のとおり承認します。

承認年月日	年　月　日	承認番号	No.

年　月　日

熊本市長　印

【注意】

(1)　廃棄物を持ち込むときは、この書類を持ち込み先の施設に提出してください。
(2)　リサイクルできるごみの持ち込みはできません。
(3)　この承認書は、記載された廃棄物を持ち込めることを保証するものではありません。
(4)　搬入に当たっては、市職員の指示に従ってください。

（様式１）　A４版　両面

受付No.		号

被災家屋等の解体・撤去に係る依頼書（個人・個人事業者）

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

依頼者（被災家屋等の所有者）※太枠内を記入してください。

家屋等所有者	住所１	〒		
	フリガナ 氏　名	実印	電　話	自宅（　　）　－ 携帯（　　）　－
	生年月日	（明・大・昭・平　　年　　月　　日生）		
依頼代理人	住所２	〒		
	フリガナ 氏　名	印	電　話	自宅（　　）　－ 携帯（　　）　－
	依頼者との関係	□配偶者　□子　□兄弟　□その他（　　）		
連絡先	※解体立会い調整などの連絡先になります　□被災家屋等の所有者と同じ　□依頼代理人と同じ			
	住所３	〒		
	フリガナ 氏　名		電　話	（　　）　－

私が所有する下記の被災家屋等は、熊本地震により損壊しましたので、熊本市が解体及びそれにより生じた廃材の撤去を行うよう依頼します。

なお、当該解体・撤去について、借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等の関係者へ説明のうえ同意を得ています。

記

解体・撤去を依頼する被災家屋等概要　※太枠内を記入してください

り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート、ビル等の場合、名称　　）
所在地番	熊本市
被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　　※り災証明書の被害状況
居住者（入居者）の有無	□なし □あり　　退去予定月（平成　　年　　月頃）
備　考 ※できるだけ正確に記入してください。	１．共有者　　□なし　□あり（依頼者以外　　名） ２．区分所有　　□なし　□あり ３．その他敷地内の損壊・撤去　　□あり　　□なし □塀（ブロック塀等）　□物置　□被災自動車 □その他（　　）

被災家屋等の解体・撤去に係る同意

前頁のとおり依頼した被災家屋等を市が解体・撤去するにあたり、次の５点について同意します。

１　熊本市が、当該家屋等の解体・撤去の処理を行うにあたって、市からの連絡調整に応じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。

２　当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。

３　申請から市が解体に着工するまでの間は、所有者の責任において当該家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、所有者が責任をもって対応すること。

４　借地人及び借家人をはじめ当該家屋等の関係者と事後の紛争があった場合は、所有者の責任において、解決すること。

５　熊本市が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

（注記）

■本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
■「３階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で２階建以下かつ高さ１０m以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
■依頼書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
■依頼書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

氏名（自署）　　実印

【受付処理欄】

家屋整理番号			対応者印				
階数		構造		用途			
地上　　階 地下　　階		□木造 □軽量鉄骨造（Ｓ造） ↑軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む □重量鉄骨造（Ｓ造） □鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） □鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（ＳＲＣ造） □その他 （　　）		□専用住宅 □共同住宅 □併用住宅 □店舗 □事務所 □その他 （　　）			
延床面積 ㎡							
特記事項							
※　環境局処理欄 システム入力年月日		依頼登録Ｎｏ					

（様式２）　Ａ４版　両面

受付№		号

被災家屋等の解体・撤去に係る依頼書（法人）

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

依頼者（被災家屋等の所有者） ※太枠内を記入してください。

家屋等所有者	所在地	〒		
	フリガナ 法人名 フリガナ （代表者）	代表者印	電　話	（　　）　　－
			資本金	円
			従業員数	名
依頼代理人	住所１	〒		
	フリガナ 氏　名	印	電　話	（　　）　　－
	依頼者との関係	□社員（所属　　）　□その他（　　）		
連絡先	※解体立会い調整などの連絡先になります　□被災家屋等の所有者と同じ　□依頼代理人と同じ			
	住所２	〒		
	フリガナ 氏　名		電　話	（　　）　　－

私が所有する下記の被災建物等は、熊本地震により損壊しましたので、熊本市が解体及びそれにより生じた廃材の撤去を行うよう依頼します。

なお、当該解体・撤去について、借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等の関係者へ説明のうえ同意を得ています。

記

解体・撤去を依頼する被災家屋等概要　※太枠内を記入してください

り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート、ビル等の場合、名称　　）
所在地番	熊本市　　区
被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　　※り災証明書の被害状況
居住者（入居者）の有無	□なし □あり　　退去予定月（平成　　年　　月頃）
備　考 ※できるだけ正確に記入してください。	１．共有者　　□なし　□あり（依頼者以外　　名） ２．区分所有　　□なし　□あり ３．その他敷地内の損壊・撤去　□あり　□なし □塀（ブロック塀等）　□物置　□被災自動車 □その他（　　）

被災家屋等の解体・撤去に係る同意

前頁のとおり依頼した被災家屋等を市が解体・撤去するにあたり、次の５点について同意します。

１　熊本市が、当該家屋等の解体・撤去の処理を行うにあたって、市からの連絡調整に応じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。

２　当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。

３　申請から市が解体に着工するまでの間は、所有者の責任において当該家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、所有者が責任をもって対応すること。

４　借地人及び借家人をはじめ当該家屋等の関係者と事後の紛争があった場合は、所有者の責任において、解決すること。

５　熊本市が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

（注記）

■本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
■「３階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で２階建以下かつ高さ１０ｍ以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
■依頼書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
■依頼書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

法人名

代表者氏名　　代表者印

【受付処理欄】

家屋整理番号			対応者印				
階数		構造		用途			
地上　　階 地下　　階		□木造 □軽量鉄骨造（Ｓ造） ↑軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む □重量鉄骨造（Ｓ造） □鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） □鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（ＳＲＣ造） □その他 （　　）		□専用住宅 □共同住宅 □併用住宅 □店舗 □事務所 □その他 （　　）			
延床面積 ㎡							
特記事項							
※　環境局処理欄 システム入力年月日		依頼登録Ｎｏ					

（様式３）　Ａ４版

委　任　状

使用印

受任者　住所（所在）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に、

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

１　熊本地震でり災した下記の被災家屋等の「被災家屋等の解体・撤去に係る依頼書」及び当該依頼に必要な書類を熊本市長へ提出すること。
２　依頼に係る書類に不備がある場合に、当該依頼書の提出を取り下げ、又は使用印を用いて加筆修正をすること。
３　上記１及び２のほか、当該家屋等の解体・撤去の依頼に関して必要な一切の権限に関すること。

以上

平成　　年　　月　　日

委任者　住所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（名称及び代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

生年月日＿（明・大・昭・平）　　年　　月　　日＿

連絡先＿＿（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　委任者が法人の場合、生年月日は不要です。
※　委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑登録証明書（原本）を１通添付してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。

記

被災家屋等の名称 （アパート・ビル等の場合）	
所在地番	熊本市　　区

※　登記事項証明書に記載されている地番をご記入ください。

（様式４）　Ａ４版

被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（共有者、相続人）

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

同意する所有者　〒
住　所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名

（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

電話番号（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、共有する下記の建物（持分　　／　　）に関して、以下について同意します。

１　共有者＿＿＿＿＿＿＿＿　が、熊本市に当該家屋等の解体・撤去の処理を依頼すること。
２　当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。
３　申請から市が解体に着工するまでの間は、所有者の責任において当該家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、所有者が責任をもって対応すること。
４　解体・撤去処理に伴う事後の紛争があった場合は、私を含む共有者が、当該家屋等の所有者の責任において解決すること。
５　熊本市が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

※　印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押印し、印鑑登録証明書（原本）を１通添付してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。

記

被災家屋等の所在地番　所在地番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建物の名称（アパート・ビル等の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式５）　Ａ４版

平成　　年　　月　　日

被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（借家人等）

熊　本　市　長　宛

１　被災家屋等の所有者

下記の建物の解体・撤去について、被災家屋等の所有者として、すべての関係権利者の同意を得ました。

また、解体・撤去にあたっては、近隣住民への事前告知を行うとともに、紛争が生じた場合は責任をもって対応いたします。

記

被災家屋等　所在地番　　熊本市　　区

建物の名称

被災家屋等の所有者　住　所

氏　名　　実印

※所有者の印鑑登録証明書（原本）を添付してください。

２　関係権利者（※欄が足りない場合は、任意様式で追加してください。）

上記１の建物の解体・撤去に同意いたします。　※同意者の印鑑登録証明書（原本）を添付してください。

（同意者）

①住所　　⑤住所

氏名　　実印　　氏名　　実印

所有者との権利関係（　　）　　所有者との権利関係（　　）

②住所　　⑥住所

氏名　　実印　　氏名　　実印

所有者との権利関係（　　）　　所有者との権利関係（　　）

③住所　　⑦住所

氏名　　実印　　氏名　　実印

所有者との権利関係（　　）　　所有者との権利関係（　　）

④住所　　⑧住所

氏名　　実印　　氏名　　実印

所有者との権利関係（　　）　　所有者との権利関係（　　）

（様式６）　Ａ４版

委　任　状（事前立会い）

使用印

受任者　住所

氏名　　に、

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

１　熊本地震でり災した下記の被災家屋等の解体・撤去依頼
（管理番号　　）に係る事前立会いに関する一切の権限

以上

平成　　年　　月　　日

委任者　住所（所在）

氏名（名称及び代表者）

実印

生年月日　（明・大・昭・平）　　年　　月　　日

連絡先　（　　）　　－

※　委任者が法人の場合、生年月日は不要です。

※　印は、印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。

記

被災家屋等の名称 （アパート・ビル等の場合）	
所在地番	熊本市　　区

※　登記事項証明書に記載されている地番をご記入ください。

（様式７）　Ａ４版

指示番号第　　号
平成　　年　　月　　日

御中

熊本市長　　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

被災家屋等解体・撤去業務の指示について

標記の件について、平成　　年　　月　　日に締結した被災家屋等の解体・撤去業務委託契約に基づき、下記のとおり指示します。

記

１．被災家屋等のり災場所

２．所在地番

３．所有者名

４．被災家屋等の概要　（１）建物構造
（２）延床面積（㎡）　　㎡

５．履行期限　　平成　　年　　月　　日

６．備考　　上記「４．被災家屋等の概要」及び「５．履行期限」は、事前立会い前の見込みであり、事前立会い後に確定します。

■　特記事項

担当：　熊本市　震災廃棄物対策課
（事務処理センター）
電話番号 096-328-2975

（様式８）　Ａ４版

震廃対発第　　号
平成　　年　　月　　日

様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

被災家屋等の解体・撤去決定通知書

平成２８年熊本地震に伴い、依頼のありました被災家屋等の解体・撤去について、解体・撤去が決定しましたので下記のとおり通知します。

記

１　管理番号

２　被災家屋等のり災場所

３　家屋等解体業者

所在
会社名
代表者名

※解体着手予定日は、家屋等解体業者が連絡いたします。なお、解体着手の立会いは任意ですが、解体完了後の立会いは必ず行うようお願いします。
※解体着手予定日及び解体完了後の立会日に変更がある場合は、事前に連絡いたします。

担当：　熊本市　震災廃棄物対策課
（事務処理センター）
電話番号 096-328-2975

（様式９）　Ａ４版

震廃対発第　　号
平成　　年　　月　　日

様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

被災家屋等の解体・撤去不決定通知書

平成２８年熊本地震に伴い、依頼のありました被災家屋等の解体・撤去について、解体・撤去が不決定となりましたので下記のとおり通知します。

記

１　管理番号

２　被災家屋等のり災場所

３　不決定の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式１０）　Ａ４版

震廃対発第　　号
平成　　年　　月　　日

様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

被災家屋等の解体・撤去完了通知書

平成２８年熊本地震に伴い、依頼のありました被災家屋等の解体・撤去について、下記のとおり解体・撤去が完了しましたので通知します。

記

１　管理番号

２　被災家屋等のり災場所

３　被災家屋等の概要
（１）建物構造
（２）延床面積（㎡）

４　解体完了日　　平成　　年　　月　　日

（様式１１）　Ａ４版

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　様

依頼者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所有者）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

依頼代理人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被災家屋等の解体・撤去に係る依頼取下書

都合により、平成２８年　月　日付けで申請を行った（平成　　年　　月　　日付け震廃対発第　　号で解体・撤去決定の通知があった）下記の被災家屋等の解体・撤去に係る依頼を取下げます。

記

１　管理番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　被災家屋等の所在
(1) り災場所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（アパート・ビル等の場合、名称　　）

(2) 所在地番

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式１２）　Ａ４版　両面

誓約書

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　様

被災家屋等の解体・撤去依頼者又は自費解体・撤去に係る償還申請者

住所

氏名　　印

熊本市に被災家屋等の解体・撤去を依頼又は自費解体・撤去に係る償還申請を行うに当たり、下記の物件の所有権者等（借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等を含む。）から熊本市に対して異議が申し立てられたり、熊本市との間に紛争が生じた場合、全て私が責任をもって対応し、熊本市には一切御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

【被災家屋等の概要】①

被災家屋等の所在地（地番）	熊本市　　区	
り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート・ビル等の場合、名称　　）	
所有者名		
用途	□専用住宅　□共同住宅　□併用住宅 □店舗　□事務所　□その他（　　）	
構造	□木造　□鉄骨造（S 造）　□鉄筋コンクリート造（RC 造） □鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）　□その他（　　）	
延床面積、階数	㎡	地上　　建て 地下　　建て

※建物毎に作成してください。建物が複数棟ある場合は、裏面にご記入ください。
※印鑑については、同意書に押印した印（使用印）を押印してください。
※3つ以上物件がある場合は、誓約書をコピーして利用してください。

【被災家屋等の概要】②

被災家屋等の所在地（地番）	熊本市　　区	
り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート・ビル等の場合、名称　　）	
所有者名		
用途	□専用住宅　□共同住宅　□併用住宅 □店舗　□事務所　□その他（　　）	
構造	□木造　□鉄骨造（S 造）　□鉄筋コンクリート造（RC 造） □鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）　□その他（　　）	
延床面積、階数	㎡	地上　　建て 地下　　建て

【被災家屋等の概要】③

被災家屋等の所在地（地番）	熊本市　　区	
り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート・ビル等の場合、名称　　）	
所有者名		
用途	□専用住宅　□共同住宅　□併用住宅 □店舗　□事務所　□その他（　　）	
構造	□木造　□鉄骨造（S 造）　□鉄筋コンクリート造（RC 造） □鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）　□その他（　　）	
延床面積、階数	㎡	地上　　建て 地下　　建て

自費解体　（様式１）　Ａ４版

受付No.	その他 9	号

自費解体・撤去に係る償還申請書（個人・個人事業者）

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

申請者（解体・撤去の契約者）※太枠内を記入してください。

申請者	住所１	〒		
	フリガナ 氏　名	実印	電　話	自宅（　　）　－ 携帯（　　）　－
	生年月日	（明・大・昭・平　　年　　月　　日生）		
家屋等所有者 氏　　名			申請者との 関　　係	□本人　□配偶者 □親　□兄弟 □その他（　　）
代理人	住所２	〒		
	フリガナ 氏　名	印	電　話	（　　）　－
	申請者との 関係	□配偶者　□子　□兄弟　□その他		
連絡先	※決定通知等の送付先になります　□申請者と同じ　□代理人と同じ			
	住所３	〒		
	フリガナ 氏　名		電　話	（　　）　－

私は、熊本地震により損壊した下記の被災家屋等について、その全部又は公費解体を前提として家屋等の一部を解体すること及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しました。
ついては、委託に要した費用についての償還を申請します。

記

被災家屋等の解体・撤去の概要　※太枠内を記入してください。

り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート、ビル等の場合、名称　　）
所在地番	熊本市　　区
被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□未申請　　※り災証明書の被害状況
家屋の現況	□全部を解体・撤去済　□一部を解体・撤去済
契約日	平成２８年　　月　　日　　※平成２８年６月２１日までの日付
支払金額 （消費税込）	円

償還申請に係る同意

償還申請を行うにあたり、以下の５点について同意します。

1　償還の対象となるのは、原則り災証明書にて全壊、大規模半壊及び半壊と判定された家屋等の全部又は公費解体を前提として家屋等の一部を解体することを業者に委託し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合です。
※単に家屋の一部を解体し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合は、対象となりません。

2　償還額は、熊本市が定めた基準により算定した額となりますので、解体業者等への支払金額を下回ることがあります。

3　償還の対象は、家屋等及び家屋等と一体として解体を行ったもののうち熊本市が解体・撤去が必要と認めるものです。

4　解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、申請者がその責任において誠意をもって対応します。

5　熊本市が、償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会すること。

（注記）
■代理人による申請の場合は、申請者の委任状（実印）・印鑑登録証明書を添付してください。
■申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。
■申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意が必要です。

申請者　　実印

【受付処理欄】

家屋整理番号		対応者印	
階数		構造	用途
地上　　階 地下　　階		□木造 □軽量鉄骨造（Ｓ造） ↑軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む □重量鉄骨造（Ｓ造） □鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） □鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（ＳＲＣ造） □その他 （　　）	□専用住宅 □共同住宅 □併用住宅 □店舗 □事務所 □その他 （　　）
登記床面積 ㎡	延床面積 ㎡		
特記事項			
※　環境局処理欄 システム入力年月日		申請登録Ｎｏ	

自費解体　（様式２）　A４版

受付No.	その他 9	号

自費解体・撤去に係る償還申請書（法人）

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

申請者（解体・撤去の契約者）※太枠内を記入してください。

申請者	所在地	〒		
	フリガナ 法人名		電　話	（　　）　－
			資本金	円
	フリガナ （代表者）	代表者印	従　業 員　数	名
代理人	住所１	〒		
	フリガナ 氏　名	印	電　話	（　　）　－
	申請者との関係	□社員（所属　　）　□その他（　　）		
連絡先	※決定通知等の送付先になります　□申請者と同じ　□代理人と同じ			
	住所２	〒		
	フリガナ 氏　名		電　話	（　　）　－

私は、熊本地震により損壊した下記の被災家屋等について、その全部又は公費解体を前提として家屋等の一部を解体すること及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しました。
ついては、委託に要した費用についての償還を申請します。

記

被災家屋等の解体・撤去の概要　※太枠内を記入してください。

り災場所	〒 熊本市　　区 （アパート、ビル等の場合、名称　　）
所在地番	熊本市　　区
被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□未申請　　※り災証明書の被害状況
家屋の現況	□全部を解体・撤去済　□一部を解体・撤去済
契約月日	平成２８年　　月　　日　　※平成２８年６月２１日までの日付
支払金額 （消費税込）	円

償還申請に係る同意

償還申請を行うにあたり、以下の５点について同意します。

1　償還の対象となるのは、原則り災証明書にて全壊、大規模半壊及び半壊と判定された家屋等の全部又は公費解体を前提として家屋等の一部を解体することを業者に委託し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合です。
※単に家屋の一部を解体し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合は、対象となりません。

2　償還額は、熊本市が定めた基準により算定した額となりますので、解体業者等への支払金額を下回ることがあります。

3　償還の対象は、家屋等及び家屋等と一体として解体を行ったもののうち熊本市が解体・撤去が必要と認めるものです。

4　解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、申請者がその責任において誠意をもって対応すること。

5　熊本市が、償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び課税に関する情報を閲覧・照会すること。

（注記）
■代理人による申請の場合は、申請者の委任状（実印）・印鑑登録証明書を添付してください。
■申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。
■申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意が必要です。

法人名

申請者　　代表者印

【受付処理欄　】

家屋整理番号		対応者印	
階数		構造	用途
地上　　階 地下　　階		□木造 □軽量鉄骨造（Ｓ造） ↑軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む □重量鉄骨造（Ｓ造） □鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） □鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（ＳＲＣ造） □その他 （　　）	□専用住宅 □共同住宅 □併用住宅 □店舗 □事務所 □その他 （　　）
登記床面積 ㎡	延床面積 ㎡		
特記事項			
※　環境局処理欄 システム入力年月日		申請登録Ｎｏ	

自費解体（様式３）　Ａ４版

委　任　状

使用印

受任者 { 住所（所在）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に、

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

１　熊本地震でり災した下記の被災家屋等の自費解体・撤去に係る償還申請書及び当該依頼に必要な書類を熊本市長へ提出すること。
２　申請に係る書類に不備がある場合に、当該申請書の提出を取り下げ、又は使用印を用いて加筆修正をすること。
３　上記１及び２のほか、当該申請に関して必要な一切の権限に関すること。

以上

平成　　年　　月　　日

委任者 { 住所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（名称及び代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

生年月日＿（明・大・昭・平）＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

連絡先＿＿＿（＿＿＿）＿＿＿－＿＿＿＿＿＿＿＿

※　委任者が法人の場合、生年月日は不要です。
※　委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑登録証明書（原本）を１通添付してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。

記

被災家屋等の名称 （アパート・ビル等の場合）	
所在地番	熊本市　　区

※　固定資産証明書に記載されている地番をご記入ください。

自費解体（様式４）　Ａ４版

自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

同意する所有者（共有者） {
〒
住　所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリ　ガナ
氏　名
（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿
}

私は、所有（共有）する下記の建物（持分　　／　　）に関して、以下について同意します。

１　申請者＿＿＿＿＿＿が、熊本市に当該家屋等の自費解体・撤去に係る償還申請を行うこと。
２　上記申請に係る償還金を申請者＿＿＿＿＿＿が受領すること。
３　解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、私を含む所有者（共有者）が、所有者の責任において誠意をもって対応すること。
４　熊本市が、償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会すること。

※　印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押印し、印鑑登録証明書（原本）を１通添付してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。
※　申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意書が必要です。

記

被災家屋等の所在地番　所在地番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建物の名称（アパート・ビル等の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者　住　所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自費解体　（様式５）　Ａ４版

償還金交付決定通知書

指令（震廃対）第　　号
平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
　　氏　名　　様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

償還金の交付決定について

平成　　年　　月　　日付けで償還申請のあった自費解体・撤去に係る償還金の申請について、平成２８年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

	受付番号	
１　償還金交付決定額	￥　　－	
２　り災場所	（〒　　－　　） 熊本市　　区	
３　所在地番	熊本市　　区	

＊ 交付の条件は、次のとおりとします。
（１）口座振込依頼書（様式７又は８）を、本通知の発行日から起算して３０日を経過する日までに、市長に提出すること。
（２）要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

自費解体　（様式６）　Ａ４版

償還金不交付決定通知書

指令（震廃対）第　　号
平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
　　氏　名　　様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

平成　　年　　月　　日付けで償還申請のあった自費解体・撤去に係る償還金の申請について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿
※不交付とした理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自費解体　（様式７）　Ａ４版

実印
（捨印）

自費解体・撤去に係る償還金請求委任兼口座振込依頼書

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

申請者　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 実印

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け指令（震廃対）第　号で交付決定の通知があった自費解体・撤去に係る償還金の償還請求を震災廃棄物対策課長に委任します。

また、償還金の支払については、下記の口座名義人の預金口座へ振込を依頼します。

記

１　償還金請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿ ¥　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿

２　振込先

金融機関名							銀行・信用金庫・信用組合・農協・その他（　　）
							本店・支店・出張所
預金種別	普通　・　当座　・　貯蓄						
口座番号 ※右詰めで記入してください。							
フリガナ							
口座名義							

※通帳の写し（表紙の次の見開きページ）を添付してください。

※振込先は、申請者（解体工事の契約者）本人名義の口座に限ります。

自費解体　（様式８）　Ａ４版

実印
（捨印）

自費解体・撤去に係る償還金請求委任兼申請者以外への口座振込依頼書

平成　　年　　月　　日

熊　本　市　長　宛

申請者　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 実印

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け指令（震廃対）第　号で交付決定の通知があった自費解体・撤去に係る償還金の償還請求を震災廃棄物対策課長に委任します。

また、償還金の支払については、下記の口座名義人の預金口座へ振込を依頼します。

記

１　償還金請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿ ¥　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿

２　振込先

金融機関名							銀行・信用金庫・信用組合・農協・その他（　　）
							本店・支店・出張所
預金種別	普通　・　当座　・　貯蓄						
口座番号 ※右詰めで記入してください。							
口座名義人との関係	□配偶者　□親　□子　□兄弟　□その他（　　）						
フリガナ							
口座名義							

※通帳の写し（表紙の次の見開きページ）を添付してください。

自費解体　（様式９）　Ａ４版

償還金交付確定通知書

指令（震廃対）第　　号
平成　　年　　月　　日

申請者　住　　所
　　氏　　名　　様

熊本市長　大　西　一　史
（震災廃棄物対策課扱い）

償還金の交付確定について

平成　　年　　月　　日付け指令（震廃対）第　　号で通知した自費解体・撤去に係る償還金について確定したので、平成２８年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、確定した償還金については、ご指定いただいた金融機関の口座に３０日以内に振込みを行う予定です。

記

・償還金交付確定額　　¥　　－

【問い合わせ先】
〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市　震災廃棄物対策課
ＴＥＬ：０９６－３２８－２９７６

自費解体　（様式１０）　Ａ４版両面

解体及び撤去確認書

自費解体・撤去に係る償還金の申請について下記のとおり解体・撤去の確認を完了いたしました。

記

【申請内容】

1　受付番号	
2　り災場所	熊本市　　区
3　被災家屋等の所在地（地番）	熊本市　　区
4　申請者氏名（法人名）	
5　り災状況	□全壊　□大規模半壊　□半壊　（り災証明書の被害状況） □震災廃棄物対策課にて半壊以上と判断
6　被災建築物	□家屋　□事業所　□農業用倉庫 □その他（　　）

※該当する項目の□にチェックをつけてください。

【確認内容】

1　解体・撤去確認者氏名	
2　確認日	
3　完了の状況	
4　特記事項	

主査	担当者

【写真】

①現場写真

②GIS 航空写真（4/16 時点）

自費解体　（様式１１）　A４版

平成　　年　　月　　日

請　　求　　書

熊 本 市 長　様

震災廃棄物対策課長

＿＿＿＿＿＿＿＿印

億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を、被災家屋等の自費解体・撤去の償還金として請求します。

（内訳）

課　長	副課長	主　幹	班　員

家屋解体廃棄物特別搬入証交付申請書

No.	

平成　　年　　月　　日

熊本市長　（宛）

熊本地震に伴う家屋解体廃棄物特別搬入証の交付にあたり、以下のとおり申請します。

1　申請者、解体業者について　※太枠内を記入してください。

申請者	申請者種別	□ 本人（所有者の家族）　□ 解体業者　□ その他（　　）
	〒	
	住　所	
	氏　名	印
	電話番号	
解体業者	□　申請者と同じ　　□　申請者と異なる（以下を記入してください）	
	〒	
	住　所	
	氏　名	
	電話番号	

2　解体家屋について　※太枠内を記入してください。

り災住所	熊本市　　区
解体期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
階　数	構　造
地上　　階　地下　　階	□木造 □軽量鉄骨造（Ｓ造）※ 軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む □重量鉄骨造（Ｓ造） □鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） □鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造） □その他（　　）
延床面積（登記簿上） ㎡	

3　搬入車両について　※太枠内を記入してください。（例：熊本 100 あ 1234）

No.	車　番	承認番号	No.	車　番	承認番号
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

（廃棄物計画課使用欄）

委　任　状

【代理人（受任者）】

住　所

名　称

代表者氏名

私は、上記の者を代理人と定め、熊本地震に伴う家屋解体廃棄物特別搬入証の交付申請に関する手続きについて委任します。

平成　　年　　月　　日

【委任する人（本人）】

住　所

氏　名　　印　※シャチハタ等のインク浸透印は不可

電話番号

同　意　書

私は、熊本市が熊本地震に伴う家屋解体廃棄物特別搬入証の交付及び搬入物、量の管理等に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会することに同意します。

平成　　年　　月　　日

（本人）
氏　名　　印　※シャチハタ等のインク浸透印は不可

※熊本市に解体・撤去を依頼される方用

被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

熊　本　市

平成28年6月

本制度は、熊本地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等について所有者の依頼に基づき、本市が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。

※このチラシは、熊本市に解体を依頼される方に向けた内容となっています。既に解体が終わっている方には、別のチラシを用意しています。

1　解体・撤去の対象

■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

※その他の詳細は、「5　Q&A」（4ページ目）をご覧ください。

※平成28年4月16日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

■次のいずれかに該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も解体・撤去します。ただし、地下室がある場合を除きます。

・3階建までの戸建住宅

・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

2　受付窓口・時間等

■受付窓口：熊本市役所本庁舎14階　（熊本市中央区手取本町 1-1）

■受付期間：平成28年6月22日（水）～平成29年3月31日（金）　※期間は、予定
（土日祝日含む　※年末年始除く）

■受付時間：午前9時～午後5時
※予約券に記載の日時をご確認ください。

問合せ	「被災家屋解体ダイヤル」 電話番号　0120－946－153 期間　平成28年6月8日（水）～平成29年3月31日（金） 時間　午前9時～午後6時まで　（土日祝日含む　※年末年始除く）

3　受付に必要な書類等（り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
依頼書（様式1又は様式2）	様式1（個人、個人事業者用）、様式2（法人用）
来られる方の印 ・本人が来庁する場合 →実印と印鑑登録証明書 ・代理人が来庁する場合→認印可	・法人の場合は、代表者印 ※法人で代表者印の持ち出しが不可の場合は、代理人（代表者が来庁した場合を含む）の認印で可
来られる方の身分証明書【原本】	・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は、1種類 ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類 コピーをとってお返しします。
被災家屋等の「り災証明書」【原本】	コピーをとってお返しします。 【問合せ】各区役所の福祉課、商業金融課及び農業支援課等
被災家屋等の写真（現像したもの） 【カラーコピー可】	被災家屋等の全景写真（解体する被災家屋等が特定できるもの）　※その他、危険な状況がわかる写真
被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】 ※未登記の場合は、「固定資産証明書」【原本】 （※どちらも、平成28年4月16日以降に発行されたもの）	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 「登記事項（家屋）全部事項証明書」 →熊本地方法務局（℡096－364－2145） 「固定資産証明書」 →最寄りの区役所（区民課、税務課）、総合出張所及び出張所

■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

依頼者の委任状（様式3）【原本】	委任状は、所定のもの（様式3）
依頼者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】　※熊本市に登録している場合 ・個人の方→最寄りの区役所、総合出張所、出張所及び西区役所芳野分室 ・法人の方→熊本地方法務局 （℡096－364－2145）

■共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書（様式4）【原本】	共有者全員の分
共有者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】

■賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書（様式5）【原本】	賃借人全員の分

■分譲マンションの場合ご用意いただく書類

マンション建替決議の議決書【原本】	コピーをとってお返しします ※マンション建物取壊し決議の議決書【原本】等でも可能

■【法人格を持つ中小企業者・公益法人等】※必須

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 熊本地方法務局（℡096－364－2145）

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります。震災廃棄物対策課及び被災家屋解体ダイヤルにて、ご確認ください。

例１）被災家屋等が未登記で非課税物件の場合

→被災家屋等の面積、構造等が確認できるもの財産目録等【写し可】

例２）登記上の所有者が死亡されている場合

→所有者の死亡と相続人全員分の被相続人との続柄等関係や氏名がわかる戸籍等

4　受付から解体・撤去までの流れ

① 「3　受付に必要な書類等」（2ページ目）をご覧のうえ、必要書類をそろえてください。

↓

②受付　熊本市中央区手取本町1-1　熊本市役所本庁舎14階　（環境局　震災廃棄物対策課）
電話番号：096－328－2976　　※予約券に記載の日時をご確認ください。

↓

③事前立会（工事着手）
所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、対象範囲や工事日程等の打合せをします。
※このときまでにライフライン切断などの手配をお願いします。

↓

④解体・撤去工事

↓

⑤完了立会（工事完了）
所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。
後日、熊本市から「解体・撤去完了通知書」を郵送いたします。

5　Q&A

問1　被災家屋の解体撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

答1　市が負担します。ただし、解体・撤去の支障となる電気・ガス・水道をはじめとするライフライン切断などの手配をお願いします。

問2　家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀も解体撤去してもらえるのか？

答2　申出があれば、損壊の程度を考慮し、被災家屋に付随する物置や損壊しているブロック塀等も解体撤去します。ただし、ブロック塀の基礎は、残します。

問3　被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのか？

答3　市で行うのは、被災家屋全体の解体撤去のみとなります。また、増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、そのうちの一部だけを解体撤去することはできません。

問4　家屋に損壊はないが、ブロック塀が倒壊する恐れがある場合、解体撤去してもらえるのか？

答4　家屋に損壊がなく（り災証明で、一部損壊も含む）、ブロック塀だけが倒壊のおそれがある場合については、ブロック塀単体の解体撤去はできません。

問5　庭木・庭石や土間コンクリートは、撤去してもらえるのか？

答5　庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体撤去しません。

問6　平成２８年１０月１４日に引っ越すので、１０月１５日から解体してほしい。

答6　引っ越し時期を考慮し解体の着手時期を決めますが、依頼者による着工日の指定はお受けできません。　※解体前までに転居をお願いします。

問7　り災証明書が発行されない家屋等であるが、解体撤去してもらえるのか？

答7　倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性がある家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。

問8　解体する前に荷物等を搬出する必要があるのか？

答8　大型ごみ（家具、家電製品等）については、解体する家屋と一緒に撤去しますので、搬出する必要はありません。ただし、貴重品など必要な物については事前に搬出をお願いします。
※事業所のごみについては、被災家屋解体ダイヤルに電話してご確認ください。

問9　受付開始日以降に、解体業者等と契約した場合も制度の対象となるのか？

答9　平成28年6月22日の受付開始日以降に、直接業者と解体契約等を行った方については、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。

H28. 6. 13

既に被災家屋等を解体・撤去した方への償還のご案内

熊　本　市

平成28年6月

本制度は、熊本地震によって甚大な被害を受けた倒壊のおそれがある被災家屋等を、既に解体・撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。

※このチラシは、既に解体を行われている方（解体の契約のみの場合を含む）に向けた内容となっています。市に解体・撤去を依頼される方には、別のチラシを用意しています。

1　償還の対象

■平成28年6月21日までに解体工事業者等と契約を行われた方

・家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために平成28年6月21日までに解体工事業者等と契約した方。ただし、公費解体を熊本市に依頼することを前提として家屋等の一部を解体した場合は対象となります。

■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

※その他の詳細は**「6　Q&A」**（4ページ目）をご覧ください。

※平成28年4月16日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

■償還の対象は、地上部分であり、地下室は対象となりません。また、下記に該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も対象となります。

・3階建までの戸建住宅

・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

2　受付窓口・時間等

■受付窓口：予約券に記載の受付窓口にお越しください

■受付期間：平成28年6月22日（水）～平成28年12月28日（水）　※土日祝日含む

■受付時間：午前9時～午後5時　　※予約券に記載の日時をご確認ください。

問合せ	**「被災家屋解体ダイヤル」** **電話番号　0120－946－153** **期間　平成28年6月8日（水）～平成29年3月31日（金）** **時間　午前9時～午後6時まで　（土日祝日含む　※年末年始除く）**

3　受付に必要な書類等

■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
申請書（様式1又は様式2）	様式1（個人、個人事業者用）、様式2（法人用）
来られる方の印 ・申請者本人が来庁する場合 →実印と印鑑登録証明書 ・代理人が来庁する場合→認印	・法人の場合は、代表者印 ※法人で代表者印の持ち出しが不可の場合は、代理人（代表者が来庁した場合を含む）の認印で可 ※代理人の印は、委任状に押印した使用印に限る。
来られる方の身分証明書【原本】	・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は、1種類 ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類 コピーをとってお返しします。
被災家屋等の「り災証明書」【原本】	コピーをとってお返しします。 【問合せ】各区役所の福祉課、商業金融課及び農業支援課等
被災家屋等の写真（現像したもの）	解体前・解体中・解体後の写真 【カラーコピー可】
被災家屋等の固定資産証明書【原本】 **※非課税の場合は、「登記事項（家屋）全部事項証明書」等【原本】** （※どちらも、平成28年4月16日以降に発行されたもの）	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 「固定資産証明書」 →最寄りの区役所（区民課、税務課）、総合出張所及び出張所 「登記事項（家屋）全部事項証明書」等 →熊本地方法務局（℡096－364－2145）
解体工事業者等との契約書・内訳書・見積書【原本】	被災家屋の解体撤去についての契約書及び契約金額の内訳が分かるもの。 **いずれの日付も平成28年6月21日までのもの**
解体・撤去工事代金の領収書【原本】	コピーをとってお返しします。 ※既に支払いを行っている方が対象となります。
マニフェスト伝票又は計量伝票（ごみの処分先などがわかる伝票）	※扇田環境センター　、東部及び西部環境工場 →計量伝票　それ以外→マニフェスト伝票

■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

申請者の委任状（様式3）【原本】	委任状は、所定のもの（様式3）
申請者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】　※熊本市に登録している場合 ・個人の方→最寄りの区役所、総合出張所、出張所及び西区役所芳野分室 ・法人の方→熊本地方法務局 （℡096－364－2145）

■【法人格を持つ中小企業者・公益法人等】※必須

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 熊本地方法務局（℡096－364－2145）

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります。震災廃棄物対策課及び被災家屋解体ダイヤルにて、ご確認ください。

4　申請から支払いまでの流れ

予約した日時に申請

予約した日時に受付場所に申請書などを持参してください。
①平成28年6月22日～平成28年8月31日　市庁舎7階　震災廃棄物対策課
②平成28年9月　1日以降　市庁舎14階　大ホール

現地確認及び審査

受付後、申請書類の審査及び現地調査を行います。

基準額の算定

現地調査終了後、建築物の構造、延床面積などに応じて熊本市の基準により償還額を算定します。

算定した額が、解体工事業者への支払額を上回るときは、支払額が償還額の上限となります。なお、この場合の延床面積は、原則、固定資産証明書によります。

5　償還額の算定について

償還する額の上限は、熊本市が算定した額と申請者から解体工事業者への支払金額のいずれか低い方の額となります。

解体・撤去に要する費用（基準額）は、基本的に次のように算定します。

解体・撤去した家屋等の延床面積×市が定める構造別単価

なお、家屋等の延床面積は、原則、固定資産証明書によります。

6　Q&A

問1　申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

答1　解体工事業者等と契約を締結した方が申請者となります。

問2　解体工事業者等との契約書は作成していないが、対象となるか？

答2　平成28年6月21日までに解体工事業者と契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

問3　敷地内にある物置の解体撤去費用についても対象となるのか？

答3　固定資産証明書により床面積が確認できる物置等については、償還額の算定基礎に入ります。

問4　被災家屋等の一部を危険除去のために、平成２８年６月２１日までに解体工事業者等と契約して解体・撤去したが対象となるのか？

答4　償還の対象は、被災家屋等の全体を解体・撤去した場合のみとなります。ただし、倒壊の危険があり、やむを得ず被災家屋等の一部を平成 28 年 6 月 21 日までに解体工事業者等と契約して解体し、その後、残りの部分の解体を熊本市に依頼する場合は対象となります。

問5　り災証明が発行されない家屋等であるが、対象となるのか？

答5　倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性があった家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。